

郡山市建設キャリアアップシステム活用工事実施要領新旧対照表

改正後	改正前												
令和4年8月2日制定 <u>令和7年10月28日改正</u> 〔財務部契約検査課〕 (CCUS活用に要する費用) 第7条 CCUS活用に要する費用は、別表の実施基準の全てを達成できた場合に、カードリーダー購入等費用（新規購入分）及び現場利用料について、工事請負費率の対象<u>外</u>とし、以下のとおり支出実績に基づき設計変更を行う。 <table><tr><th>種別↵</th><th>設計変更項目↵</th></tr><tr><td>土木工事↵</td><td><u>現場管理費</u>に積み上げ計上する。↵</td></tr><tr><td>建築関係工事↵</td><td>諸経費については、_____一般管理費の対象とはしない。↵</td></tr></table> 附 則 この要領は、令和4年8月2日から施行し、令和4年9月1日以降に起工する工事から適用する。 <u>附 則</u> <u>この要領は、令和7年10月28日から施行し、令和7年11月1日以降に起工する工事から適用する。</u>	種別↵	設計変更項目↵	土木工事↵	<u>現場管理費</u> に積み上げ計上する。↵	建築関係工事↵	諸経費については、_____一般管理費の対象とはしない。↵	令和4年8月2日制定 _____ 〔財務部契約検査課〕 (CCUS活用に要する費用) 第7条 CCUS活用に要する費用は、別表の実施基準の全てを達成できた場合に、カードリーダー購入等費用（新規購入分）及び現場利用料について、工事請負費率の対象__とし、以下のとおり支出実績に基づき設計変更を行う。 <table><tr><th>種別↵</th><th>設計変更項目↵</th></tr><tr><td>土木工事↵</td><td><u>共通仮設費</u>に積み上げ計上する。↵</td></tr><tr><td>建築関係工事↵</td><td>諸経費については、<u>現場管理費及び</u>一般管理費の対象とはしない。↵</td></tr></table> 附 則 この要領は、令和4年8月2日から施行し、令和4年9月1日以降に起工する工事から適用する。 _____ _____ _____	種別↵	設計変更項目↵	土木工事↵	<u>共通仮設費</u> に積み上げ計上する。↵	建築関係工事↵	諸経費については、 <u>現場管理費及び</u> 一般管理費の対象とはしない。↵
種別↵	設計変更項目↵												
土木工事↵	<u>現場管理費</u> に積み上げ計上する。↵												
建築関係工事↵	諸経費については、_____一般管理費の対象とはしない。↵												
種別↵	設計変更項目↵												
土木工事↵	<u>共通仮設費</u> に積み上げ計上する。↵												
建築関係工事↵	諸経費については、 <u>現場管理費及び</u> 一般管理費の対象とはしない。↵												

郡山市建設キャリアアップシステム活用工事実施要領新旧対照表

改正後			改正前		
別表			別表		
実施項目	実施基準	提出書類	実施項目	実施基準	提出書類
① 事業者登録	元請事業者のみ (下請事業者の登録は求めない)	・登録完了メールの写し ・就業履歴一覧表	① 事業者登録	元請事業者のみ (下請事業者の登録は求めない)	・登録完了メールの写し ・就業履歴一覧表
② 技能者登録	1名以上の技能者の登録	・登録完了メールの写し ・就業履歴一覧表	② 技能者登録	1名以上の技能者の登録	・登録完了メールの写し ・就業履歴一覧表
③ 現場登録	当該現場の登録	・現場利用料の請求書の写し	③ 現場登録	当該現場の登録	・現場利用料の請求書の写し
④ 就業履歴 情報登録	当該現場での就業履行 情報の登録	・カードリーダー等の現場設置状況写真 ・就業履歴一覧表	④ 就業履歴 情報登録	当該現場での30日以上就業履行 情報の登録	・カードリーダー等の現場設置状況写真 ・就業履歴一覧表
特記仕様書記載例			特記仕様書記載例		
1 推奨工事			1 推奨工事		
(建設キャリアアップシステム活用工事) 第〇条 本工事は、キャリアアップシステム活用工事（推奨工事）である。 2 受注者は、「郡山市建設キャリアアップシステム活用工事実施要領」（令和7年10月改正）に基づき実施するものとする。			(建設キャリアアップシステム活用工事) 第〇条 本工事は、キャリアアップシステム活用工事（推奨工事）である。 2 受注者は、「郡山市建設キャリアアップシステム活用工事実施要領」（令和4年8月制定）に基づき実施するものとする。		
2 義務化工事			2 義務化工事		
(建設キャリアアップシステム活用工事) 第〇条 本工事は、キャリアアップシステム活用工事（義務化工事）である。 2 受注者は、「郡山市建設キャリアアップシステム活用工事実施要領」（令和7年10月改正）に基づき実施するものとする。			(建設キャリアアップシステム活用工事) 第〇条 本工事は、キャリアアップシステム活用工事（義務化工事）である。 2 受注者は、「郡山市建設キャリアアップシステム活用工事実施要領」（令和4年8月制定）に基づき実施するものとする。		